

年金からの特別徴収について

地方税法第321条の7の2により、前年中の公的年金等に係る市県民税については、年金からの特別徴収（天引き）の方法により徴収することになっています。下記の場合を除き原則として公的年金等を受給している納税義務者の方は特別徴収の対象になります。

国の法の下に年金からの特別徴収を行っており、本人からの希望で徴収方法を選択することも、日光市独自の判断で徴収方法を変更することもできません。

逆に、公的年金等以外の所得に係る市県民税を年金からの特別徴収にすることもできません。公的年金等以外に、営業・農業・不動産や個人年金等の所得がある場合、公的年金等からの特別徴収と普通徴収（納付書や口座振替）の2種類での併徴（更に給与所得がある場合は3種類での併徴）となります。

※市県民税の納め方が変わる（分かれる）だけで、合計額（年税額）の計算が変わる（増える）わけではありません。

※市県民税と住民税は同じものです。日光市の場合、日光「市」と栃木「県」ですので、市県民税となります。

①年金からの特別徴収の対象とならない場合

- ・ 公的年金の年額が18万円未満の方
- ・ 介護保険の特別徴収対象被保険者でない方
- ・ 特別徴収税額が公的年金の年額を超える方
- ・ 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き当該市区町村の区域内に住所を有する者でない方

②年金からの特別徴収から普通徴収に切り替わる場合（例外的措置）

- ・ 年度途中で介護保険料の特別徴収が中止となった場合
- ・ 年度途中で公的年金から特別徴収をしている者が死亡した場合など

年金からの特別徴収の方法について

4月	}	仮徴収（前年度の1回あたり平均額を天引き）
6月		
8月		
10月	}	本徴収（年税額から仮徴収税額を差し引いた残りを3回で天引き）
12月		
2月		

市県民税の税額決定は毎年6月15日（土日祝日の場合にはその前の平日）です。

そこから公的年金等の支払元に、年金からの特別徴収を依頼をすると、徴収開始が10月支払分の年金からになってしまいます。そうすると10月・12月・翌年2月の3回で年税額を徴収することになり、1回当たりの徴収税額が大きくなってしまいます。

そこで、徴収回数を多くすることにより、1回あたりの徴収税額をなるべく少なくしようという考えにより、仮徴収をさせていただいています。

4月・6月・8月の仮徴収では、 $(前年度分の年税額 \div 2) \div 3$ の金額を徴収させていただいています。そのため、前年度と今年度の年税額が大きく変わる場合には、年度前半の仮徴収の金額と、後半の本徴収の金額に差が出る場合があります。また、前年度よりも今年度の年税額が大きく下がった場合には、仮徴収だけで年税額以上の金額を徴収してしまうことがあります。その際には本徴収分が発生しませんし、多く徴収しすぎてしまった分は還付させていただくことになります。

$$\text{仮徴収額} = (\text{前年度分の年税額} \div 2) \div 3$$

(4. 6. 8月)

$$\text{本徴収額} = (\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3$$

(10. 12. 2月)